

宮城県沿岸における海岸堤防高の設定について

現在、宮城県が実施している防潮堤整備の考え方・対応を以下のとおりお知らせします。

1 設計対象津波について

L1津波の設計水位については、岩手県や福島県と同様に、2011年6月の中央防災会議の東北地方太平洋沖地震津波を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の中間報告を踏まえた2011年7月の4省庁通知に基づいて適切に定めたものであり、また、設定した防潮堤の高さは、被災市町が進めるまちづくり計画と整合した被災地の復旧・復興にとって必要不可欠なものです。

宮城県は、地域海岸ごとに過去に発生した津波の実績高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さを収集したうえで、限られたデータの中で津波の発生年と高さを整理し、原則として一定頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を、設計津波の水位設定のための対象津波群として選定しております。

明治三陸地震津波についても、津波高から過去の最大クラスの津波である貞観地震津波や今次津波と一線を画し、L1津波群に分類し海岸保全施設の整備対象津波としているものです。

(参考：専門調査会の報告書抜粋)

- ・最大クラスの津波高への対策としては、「住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、ソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である」
- ・頻度の高い津波対策としては、「人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる」

2 復興まちづくり計画との調整について

防潮堤の背後は、災害危険区域となり住居規制を受ける区域が多いが、商工業施設等の地域の生業となるまちづくり計画や避難道及び緊急輸送道路となる国県道があり、中には自宅を修繕し居住する家屋も存在していることから、県はこれまでどおり、比較的頻度の高い津波（L1）には、防潮堤等により人命・財産や種々の産業・経済活動を守り、市町が進める復興まちづくりと調整のうえ、国土保全を図っていくこととしています。

なお、将来においても沿岸市町及び地元住民により防潮堤背後地の利活用が図られることなく、重要な施設がない地区や、もっぱら国土保全を目的とする地区は、震災前の高さでの復旧も検討することとしています。

また、市町が進めるまちづくり計画と調整して、地域の方々と話し合いをしながら、防潮堤の高さを相対的に低くするために防潮堤の位置を陸側に移動したり、背後の地盤の嵩上げ（道路嵩上げも含む）を行う等の工夫も行っています。

防潮堤の高さの設定にあたっては、隣接する海岸管理者間のもとより、県及び市町のまちづくり部局とも十分に調整を図ったうえで決定しております。